

岐阜県公報

第二千五百八十六号
平成二十六年十月三日

(金 曜 日)

目 次

告 示

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正

道路の区域変更

道路の供用開始

土砂災害警戒区域の指定

公 示

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

土地改良区の設立の適当の決定

公共測量の実施

(法務・情報公開課) 六一五

(道路維持課) 六一六

(同) 六一六

(砂防課) 六一六

(環境生活政策課) 六一六

(農地整備課) 六一七

(用地課) 六一七

告 示

岐阜県告示第五百四十九号

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示(平成七年岐阜県告示第二百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十六年度に実施する試験から適用する。

平成二十六年十月三日

岐阜県知事 古 田 肇

別表三中

| | | | | | | |
|------------------|---|---|---|---|---|---|
| 市町村立小中学校事務職員採用試験 | 回 | 上 | 回 | 上 | 回 | 上 |
|------------------|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | |
|-------------------|---|---|---|---|---|---|
| 市町村立小中学校事務職員採用試験 | 回 | 上 | 回 | 上 | 回 | 上 |
| 技能職員等を対象とする任用替え選考 | 回 | 上 | 回 | 上 | 回 | 上 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 回 | 上 | 回 | 上 |
| 回 | 上 | 回 | 上 |

に改める。

岐阜県告示第五百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三日

岐阜県知事 古田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） | 備考 |
|-------|--------------------|-----|--------------------|--------|---------------|--------------|----|
| 県道 | 曾井中島 大江寺線 美垣 | 本巣市 | 軽海字千束三八四 番一地区地内 | 後 前 | 九・二〇 一五・〇〇 | 七・〇〇 七・〇〇 | |

岐阜県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三日

岐阜県知事 古田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長（メートル） | 供用開始の期日 | 備考（区域の変更又は決定年月日） |
|-------|-----|---|---|----------|---------|------------------|
| | | | | | | |

| | | | | | |
|----|-------|---|------|---------------|--------------|
| 県道 | 白鹿山倉線 | 郡上市美並町白山字羽佐古口 四七一番一〇地区先から 同市同町同字同 四六九番五地区先まで | 一六・五 | 平成 二六・一〇・三 | 平成 一八・九・八 |
|----|-------|---|------|---------------|--------------|

岐阜県告示第五百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年十月三日

岐阜県知事 古田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-------------|---------|---------------------|
| 八草川 | 揖斐郡揖斐川町坂内川上 | 次の図のとおり | 地滑り |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年九月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人環境NEWS
- 三 代表者の氏名 松原 英人
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鷺沼東町一丁目一三八番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、あらゆる人々に対して、農林業に関する事業を行い、農林業の健全な経営の実現と共に森林の公益的機能を増進するために、衰弱した農林業を活性化するとともに、未来に向けて、森林を守り活用できる循環型社会を実現し、地域性を生かした地球環境の保全活動に寄与する事を目的とする。

土地改良区の設立の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、次の土地改良区の設立を適当と決定したので、同条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月三日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|---------|----------|-------|--------------------------|
| 土地改良区名 | 施行に係る地区名 | 縦覧場所 | 縦覧期間 |
| 栗原土地改良区 | 栗原地区 | 垂井町役場 | 平成二六・一〇・三から 同 一・一・四まで |

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所
- 二 作業種類 公共測量（数値地形図データ作成）
- 三 作業期間 平成二十六年八月二十三日から
同 二十七年二月二十七日まで
- 四 作業地域 多治見市

平成二十六年十月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社